

下田市の国民健康保険を、次世代へつなぐために

～令和 8 年度からの国保税率改定と、国保財政の健全化に向け～

国民健康保険(国保)は、加入者の皆様が病気やケガをしたときに、安心して医療を受けられるよう、お互いに支え合う大切な制度です。

加入者の皆様の健康と暮らしを支え、持続可能な国保制度の運営と、安定した医療サービスを提供し続けるため、令和 8 年度より国保税率の改定が必要となっています。

この改定(案)は、今後市議会の審議を経て正式に決定されるものですが、概要について皆様にお知らせします。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. なぜ、今「税率の改定」が必要なのですか？

主な理由は 4 つあります。

① 新しい制度への対応

国が進める「子ども・子育て支援金制度」の導入や、約 30 年ぶりとなる大幅な診療報酬の改定など、外的要因への対応が必要となっています。

② 静岡県の財政支援が終了し、市町の納付金の負担が 13.1%の大幅増

現在の国保制度は平成 30 年度以降、財政運営の責任主体が市町から静岡県に変更となり、各市町は加入者から保険税(料)を集め、県が市町ごと定めた国民健康保険事業費納付金(納付金)を支払います。

県はこれまで徴収した市町の納付金剰余分を静岡県国保財政安定化基金(県基金)にストックし、後年度の納付金抑制策として活用してきましたが、令和 8 年度から納付金抑制は実施されない方針となり、さらに医療費の高騰などにより、市町の県への納付金が1人当たり 19,392 円増(前年比 13.1%の大幅増)となりました。

③ 下田市国保の貯金(基金)が底をつく見通し

下田市国保でも、平成 30 年度以前の加入者からお預かりした保険税剰余分を約 6 億円ストックし、以降の国保税率を低く抑えるため、「国保事業基金(市基金)」という貯金を取り崩して 8 年間補填してきました。その残高も 1 億円を下回り、令和9年度前後には底をつく見通しとなりました。

④ 県内どこでも「同じ負担」を目指す取組

下田市の国保税は県平均より低いため、令和 4 年度から段階的に国保税を引き上げてきました。県内どこに住んでいても所得や世帯構成が同じであれば、同じ保険税になる「保険料水準の完全統一」への移行を令和 17 年度までに行うよう国から求められています。

2. 令和 8 年度からの税率改定と、皆様への影響

今回の改定では、何度も大幅な引き上げを繰り返さないように、令和 8 年度の引上げ後は、税率変動を小幅に抑える方針としました。

(1) 改定の概要（令和8年度）：

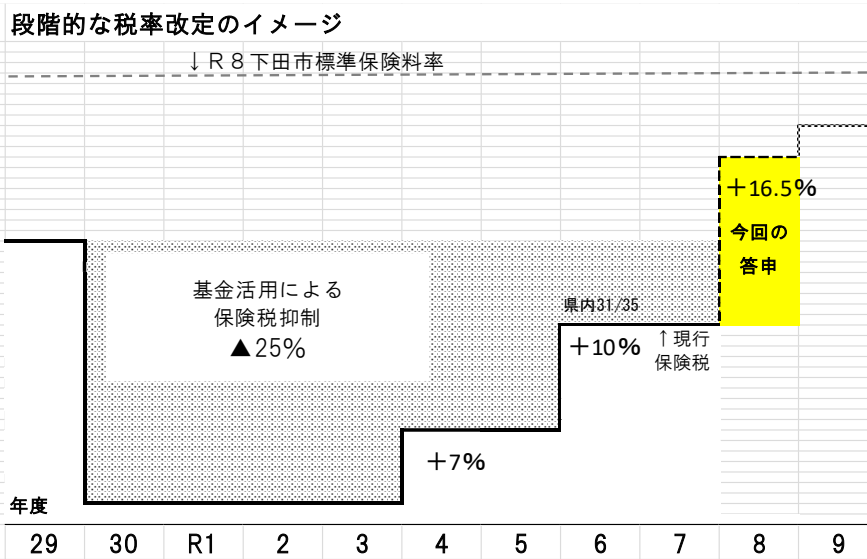
① 税率の比較

(単位：円)

年度	医療給付分			後期高齢者支援分			介護納付金分	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	平等割
R6～R7	5.80%	23,500	15,400	2.45%	9,700	6,400	2.00%	14,400
R8	6.86%	29,300	19,000	2.64%	11,100	7,200	2.18%	15,800

② 増加額と改定率（平均値） ※世帯の被保険者数や所得によって、増加額及び改定率は異なります。

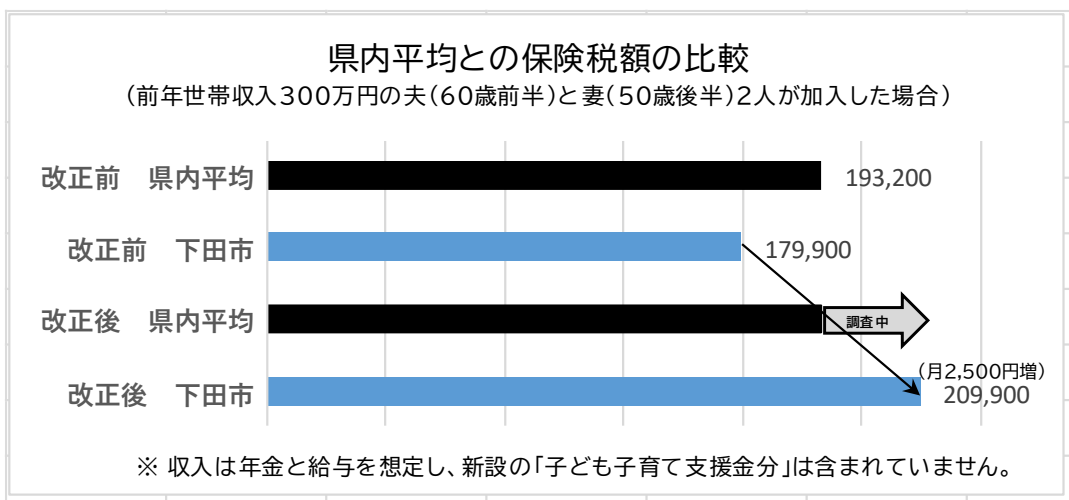
	R7 暫定値	改定後	増加額	改定率
1人当たり年税額	97,030円	113,081円	+16,051円	16.5%



③ 改定の影響

・県内平均との保険税額の比較

改定前（令和7年度）と改定後（令和8年度）の市の年税額は、次のグラフのとおりです。



・モデル世帯ごとの改定の影響（年税額）

年収190万の単身世帯		年収350万の3人世帯		年収430万の4人世帯	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
52,100円	61,000円	176,400円	207,300円	396,200円	466,000円

④ 新設される「子ども・子育て支援金分」(1人当たり年税額)

新 区 分		新税率
R8子ども・子育て支援金分 (令和10年度まで段階的な税率が 静岡県より示される予定)	所得割	0.27%
	均等割	1,739円
	18歳以上均等割	146円

3. 急激な負担を抑えます

令和8年1月、市民の代表からなる国保運営協議会において、生活への影響に配慮すべきとのご意見により、以下の判断が答申されました。

・ 保険税統一の時期を1年遅らせました

静岡県が示す、下田市の標準保険料率(令和8年度分)と、令和7年度の下田市の税率を比べると、2.3%高い保険税率が示されています。県の目標数値に到達する時期を、令和10年度見込みから令和11年度まで1年遅らせる措置をとっています。

・ 市基金(貯金)をギリギリまで活用します

現状のままでは令和9年度前後には市基金が底をつき、急激な負担増となる可能性が高いため、税率改定後も、市基金を「維持可能な限界線」まで取り崩し、国保税の上昇幅が可能な限り緩やかになるよう調整を続けます。

4. 保険税のさらなる上昇を抑えるために、私たちができること

国保税は主に皆様の医療費に充てられます。医療費の伸びを抑えることが、将来の税率引上げを抑える一番の近道です。

・ ジェネリック医薬品を利用する

効き目は同じで安価な薬です。医療費を節約し、家計の助けにもなります。

・ 「かかりつけ医」を持ち、重複受診を控える

同じ病気で複数の病院にかかることは、検査や薬の重複による体への負担を増やし、医療費も無駄にします。

・ 定期的に健診を受ける

特定健診を毎年受け、病気を早期発見・治療することが、結果として将来の重症化を防ぎ、高額な医療費を抑えることにつながります。

5. 「よくある質問」(FAQ)

Q1. なぜ今回、これほど大幅な値上げ(平均16.5%)が必要なのですか？

A. 市の貯金(基金)が底をつき、制度を維持できなくなる恐れがあるためです。

これまで下田市では、皆さんの税負担を抑えるために、市の貯金である「国保事業基金」を毎年取り崩して不足分を補ってきました。しかし、医療費の高騰などによりこの貯金が1億円を下回り、令和9年度にはゼロになる見通しとなりました。貯金がなくなると、病院への支払いが滞るなど、制度そのものが成り立たなくなるため、今回やむを得ず改定をお願いすることとなりました。

Q2. 一気に上げるのではなく、少しずつ上げることはできなかったのですか？

A. 将来の「急激な変動」を避け、家計の見通しを立てやすくするためです。

今回の改定(案)では、最初に適切な水準まで引き上げることで、令和 9 年度の税率上昇をできるだけ抑える方針です。

Q3. 「子ども・子育て支援金分」とは何ですか？

A. 国の制度改正により、全世代で子育てを支えるために新設された項目です。

令和 8 年度から全世代が加入する公的な医療保険料に上乗せして徴収され、法律によって少子化対策(「こども未来戦略」の加速化プラン)の財源以外には使えないよう定められています。

主な用途は、経済的支援の強化や共働き世帯へのサポートなど、少子化対策として、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるための財源となります。

Q4. 他の市町と比べて下田市は高いのではないですか？

A. 静岡県全体で「どこに住んでいても同じ税水準」にするための調整過程にあります。

現在、静岡県は令和17年度までに県内すべての市町の国保税率を統一する目標を掲げています。

下田市はこれまで県内自治体よりも低い水準に抑えてきましたが、県の方針に従い、段階的に「県標準」に近づけていく必要があります。ただし、下田市では急激な負担増を避けるため、県の目標数値に到達する時期を、令和 10年度見込みから令和11年度まで 1 年遅らせる緩和措置をとっています。

Q5. 収入が少ない世帯への配慮はありますか？

A. 所得に応じた「軽減制度」は継続されます。

所得が一定基準以下の世帯に対して、均等割や平等割を「7割・5割・2割」軽減する制度は、今回の改定後も引き続き適用されます。また、未就学児の均等割額を半額にするなどの子育て世帯への軽減策も継続されます。

Q6. 市は無駄な支出を削る努力をしているのですか？

A. 国保税徴収の徹底と、医療費の適正化をさらに強化します。

「払えるのに払わない」未納を減らすための徴収強化はもちろん、ジェネリック医薬品の普及促進や、重複して受診している方への服薬指導など、医療費そのものを抑える取り組みを強化し、国民健康保険事業運営の効率化に努めてまいります。

Q7. これ以上保険税を上げないために、私たちが協力できることは？

A. 健康管理と、賢い医療機関の受診が大きな力になります。

皆様が特定健診を受け、病気を未然に防いだり早期発見したりすることは、将来の大きな医療費削減につながります。また、平日の診療時間内に受診する、ジェネリック医薬品を希望するといった一人ひとりの心がけが、結果として国保税の上昇を抑えることにつながります。

お問合せ

下田市 市民保健課 国保年金係

電話:0558-22-3922